



さいたま桜高等学園

進路だより

令和2年7月22日(水) 第12号



障害者雇用とアルバイト

今年は例年より短い夏休みではありますが、「アルバイトでもしようかなあ。」と考えている人もいるかもしれません。アルバイトは仕事の厳しさ、お金のありがたさを学ぶよい機会ではありますが、さいたま桜では“**原則として禁止**”です。やむを得ない事情でアルバイトを希望する場合は、担任に相談し、保護者が「アルバイト許可願」を提出して学校の許可を得てから行うことになっています。

アルバイトをする場合、注意しなければならないことがあります。皆さんは障害者雇用で就職を目指します。全ての企業、全ての就職希望者が対象という訳ではありませんが、障害者雇用では、企業は障害者を雇用すると助成金を得ることが出来ます。しかし、過去3年以内にアルバイト等で雇用契約した者を同じ会社に採用する場合、助成金がもらえない仕組みになっています。生徒の皆さんが注意する点は、**卒業後、就職を希望する企業でアルバイトをする場合、雇用の対象からはずれる可能性があるということです。**

実際に卒業生で、実習を重ね、企業からも卒業後の採用のお話をいただいていたにもかかわらず、その企業でアルバイトをしたため、助成金を理由に採用を見送られたという例がありました。

やむを得ずアルバイトをする場合、担任と相談して、よく検討した上で許可を得て行うようにしてください。



もうすぐ夏休みですが…

3年生にとって最後の夏休みですが、夏休みもとても忙しいのが、さいたま桜の3年生なのです。

- ❖ 28名の3年生が志望ステージ(≡入社試験)、定着ステージの**現場実習**を行います。
- ❖ 8月5日、19日、26日(水)に**重度判定**が実施されます。保護者同席です。
- ❖ **就労支援センター等の登録**を行います。(夏休み中に登録できない市町村もあるのでご注意ください。)



今年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、高校生の就職選考の開始と内定通知が

9月16日 から **10月16日** に変更となりました。例年のさいたま桜の3年生の就職活動の流れを踏まえると、さいたま桜では大きな支障はないと考えられますので、ご安心ください。

ご不明な点がございましたら、担任までお問い合わせください。